

緑陰随想後日談

旭川市医師会

吉野神経内科耳鼻咽喉科アレルギー科医院

吉野 成一

私は、旭医広報部担当の上村理事のご高配で、道医報第1091号（2009年8月1日付）に寄稿し、「独り息子の急死」を掲載いただきました。その文中、1周忌の朝に私が線香をあげたら、仏壇から7センチくらいの黄金の毛の虫が出てきた話の後日談です。

私は息子の生まれ変わりかと思ひ、その虫が何だろうかと図書館で調べたり、書店で立ち読みしたりで虫図鑑を見たのですが、残念ながら確認できませんでした。しかし、道医報の緑陰随想を読んだ

ところ、私の原稿の4ページ後ろ（36ページ）に掲載されていた羊蹄医師会の高階先生が書かれた「第二のふるさと」の記事に、私を見た虫とそっくりの虫の図が掲載されていました。私は「パパ、私はここにいるんだぜ」と語りかけられているように感じました。

しかも常日頃から私に因縁がある「6」のつくページです（私は日頃から「6」の数字にこだわります）。母の亡くなった日も26日、兄の戦死した日も6日、経営している施設の車もオール6がつき、私の車も64-64、自宅の電話番号も60-6333です。ああ、私の生年月日も6月10日、一人娘も6月2日。このように不思議と因縁があるようです。

緑陰随想に原稿を送った後、私は文中語句のいくつかの誤りに気付きました。いずれ掲載前に校正

しようと思っていましたが、道医からいただいたFAXが薄字だらけで判別のつかない状態でした。こんなことは今まで一度もなかったはずです。私はこれを見て、記事にした息子が「オヤジ、誤字、訂正しないでこのままでいいんじゃない」と言っているようで、このためきっとFAXの文字が薄くなったんだと思いました。亡くなった息子は、いつも私の周りにいるんだなアとつくづく思いました。

今でも何かあれば夢に出てくれる息子。おとなしく一度も怒ったことのない息子だった。ただ、残念なことは、若くして亡くなったこと。私には無念さは残るけど…、これからも何かあれば夢に出てくれることを望んでいくヨ。合掌。

お知らせ

医療法人の附帯業務の拡大等について

◇医業経営・福利厚生部◇

厚生労働省医政局長から表題について通知がなされました。

医療法人は、附帯業務として、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する「高齢者専用賃貸住宅」(高専賃)の設置が認められております。しかしながら、先般の法改正により、高専賃を含む登録制の「高齢者円滑入居賃貸住宅」に登録基準が導入されることに伴い、施行日(平成22年5月19日)にはその登録の効力が失われることとなります。

したがって、その設置する高専賃が登録基準を満たせず、改めて登録することができない場合には、当該医療法人は医療法に抵触することになりかねません。そのため、日本医師会では、厚生労働省に対して善処を求めてきました。

その結果、改正法の施行日において現に存する高専賃の設置に経過措置を設け、その登録の効力が失われた場合であっても、一定の条件の下に、附帯業務として認めることとするものであります。併せて、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する「障害者就業・生活支援センター」が新たな附帯業務として追加されました。

※ 一定の条件の下とは、次の(1)から(3)までのいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、なお医療法人が設置することができるとなっています。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス